

京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 8 条 研究倫理・安全推進委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 担当理事</p> <p>(2) 総長が指名する理事又は副学長 若干名</p> <p>(3) 環境安全保健機構長</p> <p>(4) 総長が指定する委員会の委員長 若干名</p> <p>(5) 本学の教授又は准教授 若干名</p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第 9 条 研究倫理・安全推進委員会に委員長を置き、<u>担当理事をもって充てる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第 13 条 第 7 条から前条までに定めるもののほか、研究倫理・安全推進委員会及び小委員会に関し必要な事項は、研究倫理・安全推進委員会が定める。</p> <p><u>(研究倫理・安全推進室)</u></p> <p>第 14 条 <u>ライフサイエンス研究等における倫理の保持、安全の確保等に係る企画、調整等の業務を行うため、担当理事の下に、研究倫理・安全推進室(以下「推進室」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 推進室に室長を置き、担当理事が指名する本学の教職員をもって充てる。</u></p> <p><u>3 室長は、推進室の室務を掌理する。</u></p> <p><u>4 推進室に室員を置き、担当理事が指名する本学の教職員をもって充てる。</u></p> <p><u>5 前各項に定めるもののほか、推進室の組織及び運営に関し必要な事項は、担当理事が定める。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第 <u>15</u> 条 2 (是正措置等)</p> <p>第 <u>16</u> 条 2 (適用除外)</p> <p>第 <u>17</u> 条 (雑則)</p> <p>第 <u>18</u> 条</p>	<p>第 8 条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>2・3</p> <p>第 9 条 研究倫理・安全推進委員会に委員長を置き、<u>前条第 1 項第 2 号の委員のうちから担当理事が指名する。</u></p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>第 13 条 (同 左)</p> <p>(報告)</p> <p>第 <u>14</u> 条 2 (是正措置等)</p> <p>第 <u>15</u> 条 2 (適用除外)</p> <p>第 <u>16</u> 条 (雑則)</p> <p>第 <u>17</u> 条</p> <p>附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p>